

令和8年度 事業計画書

一般社団法人 日本医療安全調査機構

目 次

	頁
I. 医療事故調査・支援センターとしての事業	
1. 事業の概要	2
2. 事業実施に係る委員会等の運営	2
3. 相談業務の実施	3
4. センター調査の実施	3
5. 再発防止策の策定	3
6. 再発防止に関する普及啓発	4
7. 医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修の企画立案及び実施	4
8. センター業務の効果の把握と活用	4
9. 医療事故調査制度の広報・周知	4
10. 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業の実施	5
11. 情報管理及び情報システムの検証等	5
12. 医療事故情報を活用した分析、再発防止策の効果等に関する研究	5
13. 医療事故調査等支援団体との連携及び支援団体等連絡協議会 （中央協議会）への参画	5
14. 患者安全の国際展開	5
15. 職員体制の整備	5
16. 備品及び設備等の整備	6
17. 法令等の遵守	6
II. 日本医療安全調査機構の運営に関する事業	
1. 社員総会及び理事会の開催	6
2. 研究倫理審査委員会の組織化と運営	6
3. 労働環境の改善による働きやすい職場づくりの推進	6

令和8年度事業計画書

一般社団法人日本医療安全調査機構（以下「当機構」という。）は、定款第48条の規定に基づき、医療法第6条の18に掲げる医療事故調査・支援センターが行うこととされている調査等業務（以下「センター業務」という。）等について、令和8年度事業計画を次のとおり定める。

令和8年4月1日

一般社団法人 日本医療安全調査機構
代表理事 門 脇 孝

I. 医療事故調査・支援センターとしての事業

1. 事業の概要

当機構が行うセンター業務の内容は、以下のとおりとする。ただし、新たに関連業務を行う場合には、予めその内容について厚生労働省と協議するものとする。

なお、これらの業務の一部を医療法第6条の11第2項に規定される医療事故調査等支援団体（以下「支援団体」という。）に委託することがある。

- (1) 医療機関の院内事故調査の報告により収集した情報の整理及び分析を行うこと。
- (2) 院内事故調査の報告をした医療機関の管理者に対する情報の整理及び分析の結果報告を行うこと。
- (3) 医療機関の管理者が医療事故に該当するものとして医療事故調査・支援センターに報告した事例について、医療機関の管理者又は遺族から調査依頼があった場合の調査（以下「センター調査」という。）の実施及びその結果の報告を行うこと。
- (4) 医療事故調査に従事する者に対し、医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修を行うこと。
- (5) 医療事故調査の実施に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を行うこと。
- (6) 医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行うこと。
- (7) その他医療の安全の確保を図るために必要な業務を行うこと。

2. 事業実施に係る委員会等の運営

- (1) 医療事故調査・支援事業運営委員会を開催し、センター業務の活動方針の検討及び活動内容の評価を行う。その際は、「医療安全の更なる向上を目指す検討会」（以下「検討会」という。）報告書（令和7年12月）の内容を踏まえて検討、評価を行う。

- (2) 総合調査委員会を開催し、事例ごとにセンター調査における調査方針を検討するとともに、センター調査報告書の審議を行う。また、本委員会において調査する事例ごとに、「個別調査部会」を設置・開催し、同部会において、当該事例に係るセンター調査報告書案を作成する。
- (3) 再発防止委員会を開催し、再発防止に向けた提言書（警鐘レポートを含む、以下「提言書」という。）の課題を検討するとともに、同提言書の審議を行う。また、本委員会において提言する再発防止策の検討課題ごとに、「専門分析部会」を設置・開催し、同部会において、院内調査報告書により収集した情報を整理・分析し、医療機関の体制・規模等に配慮した再発防止に向けた提言書案を作成する。
- (4) これまでの事業運営の経過を踏まえ、より円滑な事業運営を行うため、必要に応じ委員会等の設置を検討する。

3. 相談業務の実施

院内事故調査の実施に関する医療機関からの相談について、円滑な相談業務が図られるよう、これまでの相談の経験を踏まえ、引き続き丁寧な対応に努める。医療事故の判断に関する医療機関からの相談に対して専門家が行う「センター合議」で集積した知見を活用し、医療事故の判断の参考となる情報を整理する。

また、遺族等からの相談に対する対応の改善を図るため、遺族等から相談があった場合は、医療安全支援センターを紹介するほか、遺族等からの求めに応じて、相談内容等を医療機関の管理者に伝達する。（以下「伝達」という。）

「伝達」や「センター合議」の対象となった事例について、医療機関の協力を得て、遺族等への説明状況や医療事故の判断等について実態の把握に努め、医療機関の支援や研修の質の向上につなげる。

4. センター調査の実施

総合調査委員会等を開催し、センター調査の適正かつ確実な実施に努める。また、センター調査の期間短縮に向けて業務の見直し等を進める。

5. 再発防止策の策定

再発防止委員会等において、医療機関の管理者の同意を得た上で、必要に応じて院内調査報告書の内容確認や照会等を行うとともに、院内事故調査の個々の事例報告を体系的に整理・分析し、複数の事例分析から見えてきた知見等により、再発防止策に向けた提言書を作成する。

併せて、センター調査から得られた再発防止のための知見が関係学会・企業等に活用され得るような方策を検討する。

6. 再発防止に関する普及啓発

再発防止委員会等において検討し、策定した提言書について、印刷物又は Web 上システム等によって医療関係機関及び医療従事者へ提供し、普及啓発を行う。

また、医療事故の再発防止に向けた提言内容の一層の普及啓発に向けた効果的な周知方法について検討する。周知に当たっては、医療安全情報を発信する他の機関や関係学会、企業等との協力体制を強化する。

さらに、提供した再発防止策がどの程度医療機関に浸透し、活用されているか等についての調査・検証を行う。

7. 医療事故調査に係る知識及び技能に関する研修の企画立案及び実施

医療事故調査に従事する者（医療機関職員、支援団体職員、機構職員等）に対し、前年度の実施状況や研修結果アンケート等を踏まえ、下記の研修を実施する。

研修の実施に当たっては、その一部を支援団体へ業務委託する。

(1) 医療機関の職員を対象とした研修

- ・医療事故の判断を行う医療機関の管理者等を対象とした研修
- ・科学性、論理性、専門性を伴った院内事故調査を行うための知識、技術等を習得する研修

(2) 支援団体の職員を対象とした研修

- ・専門的な支援に必要な知識等を学ぶ研修

(3) 機構職員等を対象とした研修

- ・センターの業務（制度の理解、相談窓口業務、医療機関への支援等）を円滑に遂行するための研修

8. センター業務の効果の把握と活用

提言書を公表した後の類似事例の報告数を確認する方法などにより、客観的指標を用いてセンター業務の効果を評価するとともに、提言書を基に医療機関が事故防止策を実装した事例や、実際に事故の発生防止に役立った事例等について情報収集し、医療機関等に提供する。

9. 医療事故調査制度の広報・周知

医療機関及び国民等を対象として、医療事故調査制度の概要、医療事故調査・支援センターの役割及び医療事故報告・相談方法等に係る広報・周知を、世界患者安全の日や医療安全推進週間等の機会を含め実施する。併せて、病理解剖の意義や重要性について、関係団体と協力して啓発を行う。効果的に周知できるよう、市民公開講座の開催やメール配信サービス「an なび」や「公式 LINE」を用いた広報等もより充実させる。

1 0. 生成 AI を用いた医療事故調査報告書分析・実践研修事業の実施

院内調査報告書の整理・分析やセンター調査報告書の作成等の過程において、専門家等による分析の補助となる生成 AI の開発・活用を継続し、これらの業務を効率化し医療事故の再発防止に関する普及啓発の充実を図る。

また、生成 AI を活用して医療機関における院内調査の実施及び報告書作成上の課題を抽出し、課題に立脚した実践的研修を行い、医療機関における院内調査の向上を図る。

1 1. 情報管理及び情報システムの検証等

センターが保有する情報資産の安全・信頼を確保するため、引き続きセキュリティ関係の研修を実施し、全職員の情報管理に対する意識の保持等を図るとともに、より一層情報管理を徹底する。

また、必要な情報システム等の検証を行い改修、改善等に努める。

1 2. 医療事故情報を活用した分析、再発防止策の効果等に関する研究

これまでのセンター業務により得られた情報を用いて、情報の秘匿性に適切に配慮しつつ、学術的な研究を行い、医療関係者に積極的に発信する。

1 3. 医療事故調査等支援団体との連携及び支援団体等連絡協議会(中央協議会)への参画

支援団体と円滑な制度の運用に係る連携を図る。また、支援団体等連絡協議会(中央協議会)に参画し、医療事故調査制度の円滑な運用に資するため、必要な情報の提供等を行う。

1 4. 患者安全の国際展開

医療事故調査制度や提言書の内容等について英訳を進めるとともに、医療安全に関する国際的な会議(閣僚級世界患者安全サミット)等に参画するなど、様々な媒体を通じて、我が国の「医療事故調査制度」に関する情報を世界に向けて発信する。

1 5. 職員体制の整備

調査等業務には一定の知識・技能等が含まれることを踏まえ、センター業務の遂行に際して必要な知識・技能の習得等人材育成に引き続き努めるとともに、その対応に必要な人材を確保していく。

16. 備品及び設備等の整備

センター業務の遂行に必要なとする備品及び設備等を整備し、適切に管理する。

17. 法令等の遵守

業務の実施にあたっては、

- ・医療法等の関係法令
- ・「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行（医療事故調査制度）について」（平成27年5月8日付医政発0508第1号厚生労働省医政局長通知）
- ・「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成28年6月24日付医政発0624第3号厚生労働省医政局長通知）
- ・「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について」（平成28年6月24日付医政総発0624第1号厚生労働省医政局総務課長通知）

を遵守するとともに、医療法第6条の18に規定されている業務規程及び収支予算書に基づくものとする。

II. 日本医療安全調査機構の運営に関する事業

1. 社員総会及び理事会の開催

定款第4章及び第6章に基づき、社員総会及び理事会を適切に開催し、本機構の業務運営の充実を図る。

2. 研究倫理審査委員会の組織化と運営

医療事故の再発防止に資する学術的研究が適切に行われるように、理事長の諮問機関として研究内容の倫理性や利益相反（COI）を審査するため、「研究倫理審査委員会」を設置し、その運営を行う。

3. 労働環境の改善による働きやすい職場づくりの推進

センター業務の円滑な遂行に向け、組織・職員体制の強化及び各種内部規程の適宜見直しを実施し、関係法令の遵守はもとより、労働環境の改善を通じて、職員の健康維持と働きやすい職場づくりを重点的に推進する。